

四街道市産業用地適地調査委託公募型プロポーザルに係る
質問及び回答について

令和5年10月16日
四街道市産業振興課

No.	該当箇所	質問	回答
1	様式2 「参加者概要」	(8)役員を記載する欄がありますが、住所は個人の住所を記載するのでしょうか。個人の住所を記載する場合、個人情報保護の観点より無記入でもよろしいのでしょうか。	個人情報保護の観点から無記入とすることは差し支えありません。なお、役員が常勤する勤務地があれば当該勤務地の住所を記載してください。
2	様式3 「業務実績」	様式の下部に【添付書類】 ・各実績の契約書等（完了したことが分かるもの） ・代表的な成果品（概要版も可） とありますが、代表的な成果品（概要版も可）とは代表的な実績1件の成果品を添付するという事でしょうか。	本業務に類似する業務でアピールできる代表的な1件の成果品を添付するのみで構いません。
3	様式4 「配置予定技術者の経歴」	様式の下部に※記載した実績が確認できるものを添付することとありますが、詳細を記載した実績を添付すれば良いのでしょうか。それとも業務実績として記載した実績すべてについて確認出来るものを添付するのでしょうか。	記載した実績について、本業務に類似する業務で代表的な1件の実績について確認できるものを添付してください。
4	実施要領4頁 12. 企画提案	参加申込が認められた企画提案者は参加申込書類一式と以下の企画提案書を正本1部、副本14部提出することと、記載がありますが企画提案の際にも参加申請書一式を1部提出するのでしょうか。	お見込のとおりです。なお、書類の綴じ込み方法ですが、企画提案書類①「企画提案書類一覧表（兼チェックリスト）（様式7）」の提出欄に○を付し、これをA4ファイルの表紙としてください。次ページに目次を作成のうえ添付し、目次以降は参加申込書類①から④、企画提案書類②から⑨の順で、ページ番号を付したうえで資料番号をインデックスで標示

			してください。
5	仕様書 3 頁 6. 業務内容 (10) 権利者 への意向調 査	意向調査対象の権利者数はどの想定されている でしょうか。また発送及び返信用の封筒については 市の封筒を使用されますか。	候補地によるため権利者数はお示しできません。また発送及 び返信用封筒につきましては、受託者にてご用意いただくこ とを想定しています。ただし、希望がございましたら本市よ り定形封筒を支給することは可能です。
6	様式 10- 「企画提案 説明書(土地 利用構想案・ 概略土地利 用計画案等 の作成)」	(3) 他地域の民間活用を含めた先進的な開発事 例の研究手法とあるが、ケーススタディで定性的 分析を行う等、調査の手法を提案するとの考えで よいか。	お見込のとおりです。
7	様式 10-3 「企画提案 説明書(民間 開発事業者 へのヒアリ ング及び権 利者への意 向調査)」	(4) 産業用地候補地にかかわる権利者に向けた 産業用地整備事業資料に盛り込まれる内容と あるが、産業用地整備事業資料とは意向調査時に 提示するものとの考えでよいか。	候補地として検討中である旨を明記のうえ意向調査時に提 示するものです。
8	実施要領 5 頁 12. 企画提案 (4)①	「本公募は、本業務の具体的な取り組み方法につ いて提案を求めるものであり、成果の一部を求め るものではないため注意すること。」とあるが、こ れはどのような解釈をすればよいか。	本仕様書にかかわる業務の一部を企画提案時に求めるもの ではありません。一例として、候補地と成り得る場所の提示 や説明までは求めていません。

9	仕様書 4 頁 7. 提出書類 (2) ①	記載の中間報告書について提出時期の指定はあるか。	本市の新たな都市計画マスタープラン策定スケジュールとの整合性に鑑み、本市と協議のうえで指定したいと考えています。
10	仕様書 5 頁 9. その他 (3) 資料の貸与	業務実施にあたって、都市計画基礎調査資料等既往資料のデジタルデータは借用できるか。	本市の新たな都市計画マスタープラン策定中につき、最新の都市計画基礎調査資料は市ホームページ上で公開しているデジタルデータであれば提供することは可能です。なお、そのほかの既往資料等のデジタルデータは、本市と協議のうえですべて貸与可能か検討したいと考えています。
11	仕様書 3 頁 6. 業務内容 (10) 権利者への意向調査	本市が貸与する権利者資料については土地登記簿謄本の貸与か、または市にて権利者情報を調査し、意向調査票の送付先を整理の上で提供いただけるものか。	土地登記簿謄本の貸与を想定しています。
12	実施要領 2 頁 5. 技術者要件	配置予定主任技術者は、過去 10 年以内の同種業務の履行実績が有る技術者であれば要件を満たすのか。それとも、同履行実績が有り、かつ、同項目内に記載の(1)(2)(3)のいずれかの資格を有する技術者でなければならないのか。	配置予定主任技術者は、過去 10 年以内の同種業務の履行実績があり、かつ同項目内に記載の(1)(2)(3)のいずれかの資格を有する技術者である必要があります。